

鈴鹿第7地域包括支援センターだより

**自分らしい生活を送るために
包括支援センターをぜひ活用してください**

■地域包括支援センターってどんなことをしているところなの？

『高齢者のよろず相談窓口です』

どこに相談したらいいか悩んだら、
まず地域包括支援センターにご相談ください！

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように、介護・福祉・健康・医療などの面から様々な支援を行う機関です。高齢者本人やその家族、高齢者を見守る地域住民の方々から、高齢者の暮らしについての悩み事や困り事など様々な相談に応じています。相談内容に応じて介護保険サービス・医療制度・各福祉サービスなどにつなげ、高齢者の皆さんの生活を支えていきます。

■センターにはどんな人がいるの？

主任ケアマネジャー・保健師（看護師）・社会福祉士を配置し、専門的な知識や経験を活かしチームとして支援を行っています。またケアマネジャーも在籍しており、要支援認定等を受けた方の介護保険サービス利用の支援を行っています。

☆第7包括では『伸ばそう健康寿命・高めよう地域力』を合言葉に、高齢者の皆さんの支援を行っています。悩み事や困り事がありましたらお気軽にご相談ください。

**店舗での買い物は
クーリング・オフできません**

見守り

新鮮情報

《事例1》

1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフがしたい。できるだろうか。（当事者：80歳代・男性）

《事例2》

1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。（60歳代・女性）

《ひとこと助言》

- ◎店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- ◎クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘等、事業所側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合等に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律等で決められています。
- ◎よく分からないときは、鈴鹿亀山消費生活センターへご相談ください。

■困ったときは鈴鹿亀山消費生活センター

☎：375-7611：消費者ホットライン 188

《出前講座のご案内》

地域の集まり、老人会、サロンなどに出向き、介護予防や福祉のお話など出前講座をさせて頂いております。

お気軽にご連絡ください。



ご相談・ご連絡は

鈴鹿第7地域包括支援センターまで

住所：鈴鹿市南若松町1番地（伊勢マリンホーム内）

電話 380-5280



《スタッフ》

主任ケアマネジャー	青島・伊藤
保健師	森重
社会福祉士	高畑・横地
ケアマネジャー	椎名・堀口・山本
事務員	片川